

自民党トラック輸送振興議員連盟

コアメンバー会議

「トラック運送業界からの最重点要望事項」

令和4年8月24日



公益社団法人

全日本トラック協会

Japan Trucking Association



改正貨物自動車運送事業法に係る標準的な運賃等 時限措置の延長について

働き方改革を推進することを目的として、平成30年12月の改正貨物自動車運送事業法により、「規制の適正化」、「事業者が遵守すべき事項の明確化」、「標準的な運賃の告示制度」、「荷主対策の深度化」、の4項目が措置された。

このうち、「標準的な運賃の告示制度」及び「荷主対策の深度化」については、令和6年3月までの時限措置とされているが、新型コロナの影響や燃料油価格の高騰により、厳しい経営環境が続いており、会員事業者から今後も継続が必要との強い要望がある。

つきましては、「標準的な運賃の告示制度」及び「荷主対策の深度化」について、令和6年3月までの時限措置の延長に向けて、ご支援、ご指導をお願いしたい。

働き方改革における改善基準告示の見直しに係る運用について

現在、労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会において、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の見直しについて議論がされている。

トラック運送業においては他産業と異なり、荷主都合による待機時間や荷役作業によって労働時間が長くなる実態がある。

働き方改革を推進し、過労死の削減を図るための改善基準告示の見直しにあたり、新たに行われる「厚生労働省による荷主対策」について、実効性の確保をお願いしたい。

また、改善基準告示の運用にあたって、労働基準監督署によるトラック運送事業者への指導においては、上記荷主対策が浸透し、商慣習が見直されるまでの当面の間、実態に即した指導がなされるようご配慮いただきたい。

改正の目的

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間が設定される(＝働き方改革法施行)こと等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善する必要があること等に鑑み、所要の措置を講じる。

改正の概要

【公布日：平成30年12月14日】

1. 規制の適正化

① 欠格期間の延長等

法令に違反した者等の参入の厳格化

- ・ 欠格期間の延長(2年⇒5年)
- ・ 処分逃れのため自主廃業を行った者の参入制限
- ・ 密接関係者(親会社等)が許可の取消処分を受けた者の参入制限 等

② 許可の際の基準の明確化

以下について、適切な計画・能力を有する旨を要件として明確化

- ・ 安全性確保(車両の点検・整備の確実な実施等)
- ・ 事業の継続遂行のための計画(十分な広さの車庫等)
- ・ 事業の継続遂行のための経済的基礎(資金) 等

③ 約款の認可基準の明確化

荷待時間、追加的な附帯業務等の見える化を図り、対価を伴わない役務の発生を防ぐために基準を明確化

- 原則として運賃と料金を分別して収受
＝「運賃」: 運送の対価 「料金」: 運送以外のサービス等

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化 (許可後、継続的なルール遵守)

① 輸送の安全に係る義務の明確化

事業用自動車の定期的な点検・整備の実施 等

② 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

- ・ 車庫の整備・管理
- ・ 健康保険法等により納付義務を負う保険料等の納付

3. 荷主対策の深度化

※ 「荷主」には元請事業者も含まれる。

トラック事業者の努力だけでは働き方改革・法令遵守を進めることは困難(例: 過労運転、過積載等)
→ 荷主の理解・協力のもとで働き方改革・法令遵守を進めることができるよう、以下の改正を実施

① 荷主の配慮義務の新設

トラック事業者が法令遵守できるよう、荷主の配慮義務を設ける

② 荷主勧告制度(既存)の強化

- ・ 制度の対象に、貨物軽自動車運送事業者を追加
- ・ 荷主勧告を行った場合には、当該荷主の公表を行う旨を明記

③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

- (1) トラック事業者の違反原因となるおそれのある行為を荷主がしている疑いがある場合
→ ① 国土交通大臣が関係行政機関の長と、当該荷主の情報を共有
② 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、荷主の理解を得るための働きかけ
- (2) 荷主への疑いに相当な理由がある場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、要請
- (3) 要請をしてもなお改善されない場合
→ 国土交通大臣が、関係行政機関と協力して、勧告＋公表

荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合 → 公正取引委員会への通知

4. 標準的な運賃の告示制度の導入

【令和5年度末までの時限措置】

【背景】 荷主への交渉力が弱い等

→ 必要なコストに見合った対価を収受しにくい

→ 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

→ 法令遵守して運営する際の参考となる運賃が効果的

標準的な運賃の告示制度の導入

(労働条件の改善・事業の健全な運営の確保のため)
国土交通大臣が、標準的な運賃を定め、告示できる

施行日：(1.・2.) 令和元年11月1日

(3.) 令和元年7月1日

(4.) 令和元年12月14日(運賃の告示: 令和2年4月24日)

厚生労働省における対応（案）

労働基準監督署による要請（新規）

- ▶ **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 （要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- ▶ 対象企業選定にあたり、**省内HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**

